

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年3月25日

支出負担行為担当官

気象研究所長 榊原 茂記

### 1 当該招請の主旨

本業務については、気象研究所研究課題「線状降水帯・台風等に関する集中観測による機構解明及び予測技術向上」の研究の一環として実施する、九州西方海域、南西諸島海域及び黒潮域の漂流ブイ観測（以下「漂流ブイ観測」という。）の支援を委託する。漂流ブイ観測は Sofar 社 スポッターブイ相当品を用いて実施するものであり、契約手続を行う予定としているが、特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な技術を有する法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

### 2 業務概要

(1) 業務名 漂流ブイによる線状降水帯および台風の観測支援

(2) 業務内容 線状降水帯や台風の周辺海域となる九州西方海域、南西諸島海域及び黒潮域において、線状降水帯および台風の時期にあわせて、6月に漂流ブイを指定した海域に投入し、海面水温、大気圧、波高・波向及び位置情報を測定する漂流ブイ観測の実施及びブイの漂流場所の監視を支援する。また、ブイの漂着時には、可能な限りブイの回収、内部保存データ取得及び再投入を実施する。

(3) 履行期限 令和9年3月31日（水）

### 3 業務目的

気象研究所では台風や線状降水帯の予測精度向上に向けた研究の一環として、東シナ海海域、南西諸島海域及び黒潮域において漂流ブイを海洋に投下し、海上気象観測を実施する。本観測は、沖縄科学技術大学院大学、NTT 宇宙環境エネルギー研究所との3者間共同研究契約において実施する観測である。

本観測は、共同研究の枠組みの中で、令和8年6月から対象海域において海洋気象観測を実施することが求められる。対象海域は、係争区域及び米国海上訓練域を含む。漂流ブイ投入場

所の選定においては、漁業従事者と調整した上で選定する。黒潮流域における海面水温、気圧、波高、波向を観測することで、線状降水帯、台風に関わる大気海洋相互作用の詳細を明らかにし、その機構を解明する。

#### 4 応募要件

##### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和 7・8・9 年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 5.（3）の参加意思確認提出期限までに、令和 7・8・9 年度に有効となる競争参加資格申請を行っていること。
- ④ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

##### (2) 技術力に関する要件

研究業務において必要とされる漂流ブイ観測では、投入場所の選定及び対象となる観測海域の海況、観測データの送受信及び漂流場所監視のためのアプリケーションの操作を十分に理解し、スポッターブイと同種の要素を観測できる漂流ブイを用いた観測において十分な経験と技術力を有すること。

##### (3) 観測機器に関する要件

本業務における漂流ブイを用いた観測では、Sofar 社製スポッターブイ相当品を利用する。

##### (4) 中立性・公平性に関する要件

防災気象サービスの向上を目的とした研究に使用されることに鑑み、本業務の公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

##### (5) 守秘性に関する要件

- ① 当研究所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 本業務の実施によって知り得た研究上又は技術上の秘密や情報を利用又は漏洩してはならない。

##### (6) 業務執行体制に関する要件

- ① 漂流ブイ観測支援を行うために必要な業務執行体制が整っていること。
- ② 知的財産権法、その他関係する法令に従うこと。
- ③ 本業務を実施する技術者は、漂流ブイ観測を行うために必要な経験を有すること。

##### (7) 業務実績に関する要件

線状降水帯や台風をターゲットとした漂流ブイによる海面水温、気圧、波高・波向

等の観測の実績があり、資料や写真等によりその実績を証明できること。

(8) その他必要と認める要件

本業務に必要となる観測機器の取扱い操作を熟知していること。

5 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所総務部会計課用度係 三枝 直史

電話 029-853-8568 E-mail d5fdad45.digital.go.jp@jp.teams.ms

② 技術力等に関する要件について

気象研究所台風災害研究部第一研究室 高橋 卓也

電話 029-828-5723 内線 (527)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年3月25日から令和8年4月13日まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年4月14日 16:00まで (1)に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための窓口照会 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 4(1)②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格を有していない場合も 5(3)に

より参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。

(5) 本調達は、令和8年度予算の成立を条件とする。

(6) 詳細は公募説明書による。